

別冊

競技細則・要望

～バレーボール専門部～

①要望・検討事項（提案）

出場枠（中体連ブロック・地域クラブ双方）の柔軟化

各ブロックの参加チーム母数に対しての参加枠であれば現状で仕方ない部分もあるかと思います。各ブロック・カテゴリの出場枠数や大会形式の再考も今後視野に入れるべきだとは思いますが。

予選の二重登録・出場の再考

同一大会（府総体＝各地区・各ブロック予選）であり、同一大会＝府総体のみの適用はチャンピオンシップ形式である以上、あり得ない制度だったと思います。ルールは一部のものを救済するものではなく、ルールにしたがって活動している全体を保護するものです。二重登録・及び予選会への出場はやはり「府総体」に限るではなく、各地区・各ブロックの予選会も同一大会であるという認識が必要であると思うので再考願いたい。近畿2府4県で今回のような制度を取っているのは京都だけで、どの府県からも今年度の京都の方向性は疑問視されていたのが実情です。

（本来であれば新人戦や春季大会等、夏のシードが関わるような大会も出場制限が必要だとは思いますが。）

また、今年度、中体連が二重の登録・出場を認めるということは、仮に双方ともに出場する選手がいる場合、個人としては部活動の練習にも参加し、地域クラブの練習にも参加し、という状態を組織として容認していることにもつながる。どちらの大会にも登録して出場するということは、上記で述べたようにどちらの練習にも参加しているということであって、対象が個人とはいえ、中体連という組織自体がガイドラインの逸脱を容認していることになるのではないかと思いますけどどうなんでしょうか？

地域クラブ指導者も交えた意見交換会の実施

クラブチームに参加している各家庭、子供たちは活動場所、活動時間帯など種々のリスクを自分たちでクリアして大好きなバレーをしています。現実思われているほど、恵まれた環境ではありません。中体連、クラブチーム双方の誤解が少なくなりそれぞれの事情を理解しあい、バレーを頑張っている子供たちをお互いに尊重できる大会を双方の大人が提供できたらと思います。そのためには双方の意見交換をできる場があればと思います。

というような地域クラブ側の意見もあったので、バレーに限らず、可能であれば全体でそういう機会があっても良いのかと思いますがいかがでしょうか？

地域クラブの近畿・全国出場時の金銭的な支援の構築

今回、全国大会に参加した地域クラブ2チームは、同じ中学生にも関わらず何の補助もでないことが判明したため、京都府バレーボール協会に懇願し、激励金という形でチームに幾ばくかの補助を出していただきましたが、現実、一人当たり5万弱の出費がかかったようです。各市町村教育委員会の補助もまちまちであり、選手の中に各地区の生徒が混在している可能性が高い地域クラブへの補助は、従来の通りの施策では難しい部分があると思います。

来年度以降、スポーツ庁や京都府スポーツ協会、もしくは京都府教育委員会、京都府の競技力委員会等に要請をし、何らかの方法を構築していくべきではないでしょうか？

たくさんの、提案や疑問点をぶつけています。すいません。ご検討よろしくお願ひします。

②各専門部 細則

昨年度、日本中体連バレーボール競技部から出された細則に基づいた作成資料。

- ① の要望・検討事項でもあげているが、黄色・赤文字の部分のような取り扱いにしてほしい
その他事項については、日本中体連バレーボール競技部からの来年度の修正案を待った上で対応して
もらいたい。

令和5年3月

京都府中体連バレーボール専門部
京都府ヤングクラブバレーボール連盟

中学校体育連盟バレーボール専門部への加盟申請に向けた注意事項等

※ただし、この確認事項は、毎年修正・改良を行う事とする。

①全国大会(予選会)に参加できるチーム

- ①各都道府県中体連に登録された、公私立中学校バレーボール部←従来通り
②各都道府県中体連に登録され、各都道府県で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム←従来通り
※各市区町村が推進する重点校[市区町村内生徒でバレーボール希望者はA中学校・バスケットはB中学校]は合同チーム扱い。←行政が示したルールに従って編成されている場合のみ可
③地域スポーツ団体(ヤングクラブチーム)
※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、同一中学校の生徒のみで編成されたクラブチームの参加は認めない。

②全国大会(予選会)に参加できる地域スポーツ団体(クラブチーム)とは

下記の条件を全て満たしているチームとする。

- ①日本中体連からの発信①(公財)日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準9引率監督 参加資格の特例』』に記載されている内容を網羅していること。
②JVA-MRSに登録されていること。
③所在地が明確であること。
④募集要項やホームページ等で公募していること。
⑤年間を通じて、日常持続的 週単位 に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。※但し、～2025年令和7年3月31日までの期間は資格取得期間とする。
⑥JSPO公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。
⑦チームや団体として規約があること。
⑧JVA MRSの個人登録が完了していること。
⑨各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。
③地域スポーツ団体 クラブチーム の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について
① 登録…京都府中学校体育連盟事務局に申請する。

中学校体連バレーボール専門部にも別途申請用紙を提出する。

② 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。

○京都府中体連事務局により認定

○認定と同時に京都府中体連バレーボール専門部へも別申請書の提出が必要

③ 申込期間…京都府中学校体育連盟もしくは京都府中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。※更新期間は各都道府県の実情により異なり、毎年更新する。

④大会出場について

◆全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選（これに関わるシード件大会）より全国大会まで、一人同一チームの大会登録とし、二重の大会登録はできない。

上記の補足

●各都道府県大会＝府総体 ●各都道府県大会予選＝各地区・各ブロック予選

●これに関わるシード件大会＝各地区・各ブロックの新人大会・春季大会等

通年、どちらを母体にして活動し大会に参加するのかという棲み分けが必要だと思われる。

※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。

※ただし R5 年度については、中体連各ブロック京都府総合体育大会への出場権獲得の為の大会（各ブロック夏季大会）とヤングの京都府総合体育大会への出場権獲得の為の大会のみ、二重の大会登録出場ができないものとする。（各ブロック中体連の春季大会に関して、R5 年度は適応外とする。）

◆今後、円滑な大会運営について、JVA-MRS 登録に加入することが望ましい。

◆各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。〇〇A・〇〇Bは認めない。

◆選手は「チーム活動及び大会参加に向けた確認書」を所属チームに提出する。

⑤選手の移籍について

◆公立中学校については、転校により移籍とする。←従来通り

◆地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の加盟申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。

⑥大会運営について

◆各中体連バレーボール専門部からの「総務・審判・競技・普及強化」委員会等の申し合わせ事項を確認し大会運営や各種事業運営にも協力する。

（自チーム敗戦後は、大会役員として登録した者がその後の大会運営に参加し協力する。大会以外の各種協会事業についても中体連・地域クラブの枠を超えて共存して運営に当たれるよう協力する。）

今後、京都府中体連バレーボール専門部内での役職（総務・競技・審判・強化・普及委員会等）に地域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。

◆大会派遣旅費について

公立中学校顧問は、所属学校への出張届で対応する。地域スポーツ団体役員は、所属チームで負担することとする。

令和6年度 地域クラブ活動の府総体への参加資格の特例について

ソフトテニス専門部
委員長 上田竜次

(1) 細則の設定について

下記の全国の細則に基づき、京都府の細則（別紙）を設定しました。

全国中学校ソフトテニス大会における地域クラブ活動の参加資格の特例 細則

日本中学校体育連盟ソフトテニス専門部

※「中学校」大会への『特例』による参加であることを踏まえ、取り決め内容を熟知すること

1. 「全国中学校体育大会」における「参加資格の特例」の内容を満たすこと。
2. 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。
3. 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。
4. 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。
（ただし、当該年度は取得中の者でも可とする）
5. 本細則に加えて、各ブロックや都道府県で細則を付け加えることができる。

※ ソフトテニスでは、県の端と端の電車で1時間半かかる2つの中学校が「地域クラブ活動」として実質合併した形で登録・出場していたり（兵庫）、県内からベストメンバーを集めて「地域クラブチーム」として登録・出場し、全中の翌日にそのクラブチームは解散したり（愛媛）、ということなどがありました。

都道府県大会、ブロック大会も含め、暑い中運営にあたる先生方も、何のためにやっているのか？ その意義・意欲・責任感を見失う危機にも面しているという報告が各ブロック長からありました。

京都府の細則の文言は、全国細則がこれで設定できないものか？ と検討を重ねたものです。最終的には上記のほぼ基本理念を記した全国細則となり、あとは各ブロックや都道府県で状況に応じて細かく設定していく、という方向になりました。

※ 全国的にほとんどの顧問の先生方の思いは（集計をとったわけではありませんが）、地域クラブ活動を中学校の大会である中体連の全国大会に出場させることに、歓迎・納得していません。

<補足>

全国の細則の設定にあたって、全国の専門部（ブロック長会議）で確認した内容です。※抜粋

細則の設定にあたって

(1) 全国中学校体育大会における地域クラブ活動（地域スポーツ団体）の『特例』としての参加に伴い、ソフトテニス競技の中学校部活動における現状と競技の特性を踏まえ、この細則を設定する。

・ ソフトテニス競技は、団体戦と個人戦が共に開催される。団体戦での最低必要人数は4人と比較的少ない人数であることや、個人戦といえども1人ではなくペア（2人）での試合であることなど、他競技とは様相が異なる特徴がある。これらを踏まえた上でのソフトテニス競技としての細則を設定することが必要である。

(2) 全国中学校体育大会は、その目的にあるように「中学校教育の一環として」開催される。「各学校の運動部活動の一環の対外試合」であることから逸脱することが無いように留意する。

・ 大会については中学校単位での参加を基本とし、少子化に伴う競技人口の減少によるチーム編成人数の不足については、「複数校合同チーム」「拠点校部活動」「引率者としての外部指導者」の制度をできる限り活用することが原則である。その上で、なお大会参加が不可能となる生徒に対して、『特例』として地域クラブ活動としての参加の可能性を考えるものである

・ 大会で勝つために他校の生徒とペアやチームを組んだり、強いチームやペアを作る為に複数の中学校から生徒を集めてペアやチームを編成するなどは、本大会の目的から逸脱することである。

(3) 少子化や、中学校教職員の働き方改革の理念の基、部活動や部員数が減少することを想定し、その中で全国の中学校体育大会の在り方に向けて、細則を設定する。

・ 中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与えるための『特例』ではあるが、すべての地域クラブ活動の生徒に中学校体育大会への出場システムを整える目的のものではない。
大会準備や運営は実質中学校教職員が行うことを考えれば、その負担も考慮しながら、可能な範囲での地域クラブ活動の参加形態を設定していかなければならない。

・ 基本的に、部活動が地域に「移行」した場合、もはやその移行先での試合は、中体連の管轄ではない。地域クラブ活動が出場する大会が必要であるのならば、地域クラブ活動のチームが独自に大会システムを作り上げるべきものである。

中体連の役員、すなわち中学校の教職員が、「中学校から移行した活動」の為に勤務時間を費やし、その大会準備や運営にあたるのは、働き方改革の理念の基に行われている部活動の地域移行の動きとはそぐわないものである。

もし部活動が完全に地域に「移行」して、中学校から部活動が無くなるのなら、もちろん中体連の大会は無くなる。

縮小しながらも部活動が存続していくなれば、その縮小された部活動の中で、各学校は校長の責任で生徒を参加させ、公的な予算が基本となり、中体連は大会を行うものである。

(2) 要望・検討事項（提案）

- ① ソフトテニス専門部の細則は、来年度大きな変更点があるので、早急に公表する必要があると考えます。

※細則に関する質問や意見はすべて専門部（専門委員長）で対応します。

- ② 「京都府大会から」？ か、「最小予選から」の出場か？

- 各専門部に任せの方がよいのかもしれませんが。（状況が違いすぎる）
- ソフトテニスは「京都府大会から」がいいです。

昨年度は「最小予選から」がいいと思っていましたが、「京都府大会から」がいいと思いました。

「京都府大会から」とすることによって、各地区や市町の大会は今まで通り変わらず運営することができます。各顧問の負担もありません。

「最小予選から」になると、大変多くの顧問の先生が地域クラブチームとの対応で大変な労力を背負うことになると思います。やめてあげましょう。

「京都府大会から」だとほぼ専門委員長 1 人が対応すればなんとかなりそうです。

令和6年度 京都府総合体育大会 ソフトテニス競技 の地域クラブ活動参加資格の特例についての細則
(京都府総体)

京都府中学校体育連盟ソフトテニス専門部

以下、「地域クラブ活動」とは、全国中学校体育大会に地域クラブ活動として出場するために、京都府中学校体育連盟に団体登録を行う団体を示すものとする。
また、「中学校」とは、義務教育学校の後期課程を含むものとする。

(1) 地域クラブ活動の京都府総体への参加については次のように定める。

- ① 在籍校にソフトテニス部がある生徒は、在籍校の中学校部活動から出場すること。
- ② 団体戦のメンバーは同一中学校の生徒のみで構成されているものとする。
(団体戦は学校対抗戦とする)
- ③ 個人戦のペアは、在籍する中学校が下記の、京都府総体の予選大会となる同一地域の生徒で構成されているものとする。
(京都府総体の予選大会の地域： 丹後、中丹、口丹波、京都市、山城)
- ④ 京都府総体での出場枠数は、団体戦1チーム(全競技共通)、個人戦1ペアとする。
※個人戦のペア数については、登録数によって、専門部で検討し、変更する場合がある。

(2) 生徒の、地域クラブ活動・中学校部活動での二重登録は認めない。

(3) 団体は次の条件を満たすものとする。

- ① 全国中学校体育大会開催基準、全国・近畿・京都府の大会参加資格の特例についての細則を満たし、京都府中学校体育連盟(以下 京都府中体連)に登録していること。
※京都府ソフトテニス連盟への登録手続きは不要
- ② 地域クラブ活動には、必ず(公財)日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。

(4) その他

- ① 生徒は年度途中で中学校部活動や地域クラブ活動の間で移籍した場合、原則その年度内はこの特例が適応される大会への出場はできないので注意すること。
(年度当初の諸大会開催前は除く)
- ② 監督・コーチは年度内は、複数の地域クラブ活動や中学校部活動で近畿総体やその予選となる府県内の大会に参加することはできないので注意すること。

<補足>

(1) 団体登録について

- ・京都府においては、京都府中体連に中学生が登録した時点で、「京都府ソフトテニス連盟への登録」が完了する事になる。
- ・「日本ソフトテニス連盟への登録」と「京都府ソフトテニス連盟への登録」は別のものである。
- ・「日本ソフトテニス連盟への登録」とは、日連HPの登録システムからの「連盟登録」であり、登録を希望する場合は各チームでまとめて行う。
- ・都道府県ソフトテニス連盟への登録制度は、都道府県ごとに異なるので注意すること。

(2) 大会出場に向けての手順など（※R6年度 予定）

- ① 京都府中体連に期日までに団体登録をする（期日は京都府中体連が定める）
- ② 代表者は、京都府総体に出場の意思を、京都府ソフトテニス専門委員長に伝える。～ 4/24(水)
連絡先：京都府ソフトテニス専門委員長 上田竜次（京都市立二条中学校）075-821-1196
- ③ 京都府地域クラブ活動代表者会議に出席する。
日時： 5/2（木） 19：00～ 京都市立二条中学校 いきいき交流ルーム
※詳しいことは出席予定者に連絡します
- ④ 5/2（木）の会議において京都府地域クラブ活動の代表者を決め、代表者は6月末日までに、京都府総体への出場チーム・ペアを決める選考会を開催する。
※この大会は中体連の主催ではないので注意すること
- ⑤ 選考会結果（参加選手がわかるものを含むこと）を、京都府ソフトテニス専門委員長に連絡する。

(3) 地域クラブ活動は、中体連主催の大会においては、その大会要項・運営については中体連に一任するものとする。

(4) その他

- ① 本細則は、夏の京都府総体（7月）に関するものであり、それ以外の中体連主催大会などには適用されない。
※丹後・中丹・口丹波・京都市・山城 の各地区で開催される中体連主催の各大会、または、京都府中体連ソフトテニス専門部が主管する大会（11月の京都府新人大会など）には、地域クラブ活動からの出場はできません。
- ② 3月に行われる「都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会」（日本ソフトテニス連盟主催）に向けて、12月に行われる「京都府代表選手選考会」においては、この細則を適用し、個人戦1ペアの参加を認める。参加の意思は夏の京都府総体と同様に～4/24までに伝えるものとする。
- ③ 前年度京都府新人大会で、次年度の京都府総体の予選大会のシード権を得た生徒が、新年度に地域クラブ活動として京都府総体に出場する場合、そのシード権の取り扱いについては専門部で検討し、決定する。

京都府中体連事務局 様

いつもお世話になっております。

「令和6年度の地域クラブの府総体への参加について」

・参加枠数については昨年度同様の団体1枠、個人2枠が良いと考えています。(参加しないのが一番いいですが。)

理由：枠数が多くなると大会が時間内に終了できない可能性がある。

・細則については、日本中体連から降りてくる細則に準じます。

・登録については、4月の事前登録の約束を遵守していただきたい。

理由：今年度、近畿・全国への出場資格として全柔連指導者資格 B 以上必要であったが、実際には C しか無く、近畿・全国では別の監督に交代していただいた。

柔道専門部委員長 中村利之

令和5年10月20日

京都府中体連事務局 様

ハンドボール専門部
専門委員長 後藤裕一

ハンドボール競技における要望および検討について

下記の通り提案させていただきます。ご検討よろしくお願いたします。

1 要望・検討事項について

- ① ユニフォームへのスポンサー名（企業名）の有無や大きさ等の規定が日本中体連にはないと思います。現場の指導者にもわかるような明確な規定を作っていただきたい。
- ② 宿泊の斡旋（ブロック大会・全国大会）に関して、年々宿泊費が高騰している。キャンセル規定も非常に厳しくなっている。旅行会社からの収入もあるかと思うが、もう少し見直しをしていただきたい。
- ③ 令和5年度の近畿ブロックは、クラブチームの選手については同一府県に限るとされています。全国的に関東ブロックや北信越ブロックはその限りではなく、ブロック間で非常に不公平感があり、現場が混乱しました。令和6年度はそれを解消していただきたい。
- ④ 外部コーチについて、現在は「当該校以外の中学校教職員は、外部コーチにはなれない。」とあります。以下について、明確な文言がいただければと思います。
→中学校非常勤講師は対象なるかならないか
→中高一貫校（または小中一貫校）に勤務している場合はどうなるのか

2 ハンドボール専門部細則について変更および追加

- ① 現在1チームの編成において、役員4名（監督、当該校教職および部活動指導員、外部コーチ1名）としているが、監督1名と役員3名（当該校教職員・部活動指導員・外部コーチから成る）への変更。（例）監督・外部コーチ3名でも可
- ② 移籍に関しては、日本ハンドボール協会の規定に基づいて可能だが、全中および全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会にエントリーした時点で他方（他府県）の大会

への出場は認めない。ただし、転校に伴うチーム登録の変更は学籍を優先し判断する為、上記の限りではない。

(例) 予選に負けた時点でチームを移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり、出場は認めない。